

水産資源保護法施行規則の改正及びこれに伴う告示の制定について (報告事項)

漁具の流失が海洋環境に重大な脅威となる場合において、水産資源にどのような影響があるのか調査することは、水産資源の保護培養の観点から重大な課題です。

このため、総トン数 20 トン以上の漁船の船長に対し、特定の漁具を流失した場合に報告しなければならない旨の手続を定め、平成 25 年 1 月 1 日に施行することを目的として、「水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令」及び告示「漁具の流失につき報告すべき事項及び方法を定める件」の案を作成し、パブリックコメントを実施いたしましたので報告します。

今後、本省令案及び告示案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

- パブリックコメント実施期間
平成 24 年 10 月 5 日～11 月 3 日（郵便の場合は消印有効）

- 公示資料
 - ・ 概要（水産資源保護法施行規則の改正及びこれに伴う告示の制定について）
 - ・ 水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令（案）
 - ・ 省令案新旧対照条文
 - ・ 漁具の流失につき報告すべき事項及び方法を定める件（案）
 - ・ 参照条文
 - ・ 参考資料（流出漁具環境影響検討会の報告）

水産資源保護法施行規則の改正及びこれに伴う告示の制定について

1 現行制度の概要

水産資源保護法（昭和26年法律第313号。以下「法」という。）において、農林水産大臣は、水産資源の保護培養に必要であると認められる種類の漁業について、漁獲数量、操業の状況及び海況等に関し、科学的調査を実施しなければならず（法第29条）、農林水産大臣は、この調査を行うために必要があると認めるときは、漁業を営み、又はこれに従事する者に、漁獲の数量、時期、方法その他必要な事項を報告させることができるとされている（法第30条第1項）。

2 改正等の趣旨

漁具を含む廃棄物等の海洋への流失については、近年、国連総会においても情報やデータの不足が指摘され、更なる調査が奨励される等対応を求める声が高まっている。

また、昨年7月、我が国が加入している「1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書」（昭和58年条約第3号）附属書Vに「漁具の偶発的な流出又は排出が、海洋環境又は航海に重大な脅威となる場合には旗国に報告し、かつ、沿岸国の管轄権内で生じた際には当該沿岸国に報告しなければならない。」旨の規定が加えられたところである（平成25年1月1日発効予定）。

漁具の流失が海洋環境に重大な脅威となる場合において、水産資源にどのような影響があるのか調査することは、水産資源の保護培養の観点から重要な課題であることから、平成24年度流出漁具環境影響検討会における報告を踏まえ、以下の改正等を行う。

3 改正等の内容

(1) 水産資源保護法施行規則（昭和27年農林省令第44号）の改正

法第30条第1項の規定に基づき農林水産大臣が行う報告の徴収に関する手続として、総トン数20トン以上の漁船の船長は、農林水産大臣が漁具の流失につき水産資源の保護培養のため必要と認めて報告すべき事項及び方法を告示して定めた場合には、当該定めに従って報告しなければならない旨の手続を定める。

(2) 漁具の流失につき報告すべき事項及び方法を定める告示の制定

農林水産大臣が必要と認めて報告すべき事項及び方法を、次のとおり定める。

① 報告対象となる場合

底びき網、まき網又はごち網については網の部分の全てを流失した場合、刺し網、かご又は筒については一連を流失した場合とする。

② 報告すべき事項

流失の日時又は流失を確認した日時及び流失時における漁船の位置又は流失した漁具を敷設した位置、流失した漁具の種類及び量、流失の状況及び理由並びに流失を防止するために講じていた措置とする。

③ 報告の方法

漁具を流失した漁船の船長が、当該漁具を流失した航海又は当該漁具の流失を確認した航海の終了後30日以内に、農林水産大臣に報告するものとする。

4 施行期日

平成25年1月1日

○農林水産省令第 号

水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第三十条第一項の規定を実施するため、水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年 月 日

農林水産大臣 郡司 彰

水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令

水産資源保護法施行規則（昭和二十七年農林省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条の前の見出しを削り、同条を第十条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付し、第八条の次に次の一条を加える。

（報告の徴収）

第九条 総トン数二十トン以上の漁船の船長は、農林水産大臣が漁具の流失につき水産資源の保護培養のため必要と認めて報告すべき事項及び方法を告示して定めた場合には、当該定めに従つて報告しなければならない。

附 則

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 水産資源保護法施行規則（昭和二十七年農林省令第四十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（報告の徴収）</p> <p>第九条 総トン数二十トン以上の漁船の船長は、農林水産大臣が漁具の流失につき水産資源の保護培養のため必要と認めて報告すべき事項及び方法を告示して定めた場合には、当該定めに従つて報告しなければならぬ。</p> <p>（罰則）</p> <p>第十条 （略）</p> <p>第十一条 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（罰則）</p> <p>第九条 （略）</p> <p>第十条 （略）</p>

○農林水産省告示第 号

水産資源保護法施行規則（昭和二十七年農林省令第四十四号）第九条の規定に基づき、漁具の流失につき報告すべき事項及び方法を次のように定め、平成二十五年一月一日から施行する。

平成二十四年 月 日

農林水産大臣 郡司 彰

総トン数二十トン以上の漁船の船長は、水産資源保護法施行規則第九条の規定により、次の表の上欄に掲げる事項を、それぞれ同表の下欄に掲げる期限までに、農林水産大臣に報告しなければならない。

報告すべき事項	期限
<p>1 底びき網、まき網又はごち網の網の部分の全てを流失した場合に は、次に掲げる事項</p> <p>一 流失の日時及び流失時における漁船の位置</p> <p>二 流失した漁具の種類及び量</p> <p>三 流失の状況及び理由</p>	<p>当該漁具を流失した航海の終了 後三十日以内</p>

<p>四 流失を防止するために講じていた措置</p> <p>2 刺し網、かご又は筒の一連を流失した場合には、次に掲げる事項</p> <p>一 流失を確認した日時及び流失した漁具を敷設した位置</p> <p>二 流失した漁具の種類及び量</p> <p>三 流失の状況及び理由</p> <p>四 流失を防止するために講じていた措置</p>	<p>当該漁具の流失を確認した航海の終了後三十日以内</p>
---	--------------------------------

水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令案

参照条文 目次

- 水産資源保護法施行規則（昭和二十七年農林省令第四十四号）（抄） 1
- 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）（抄） 1
- 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書（昭和五十八年条約第三号）（抄） 2
- 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約（昭和五十八年六月十一日外務省告示第百八十六号）（抄） 2
- 国際海事機関第六十二回海洋環境保護委員会決議二百一（二千十一年七月十五日採択）（抄） 3

○ 水産資源保護法施行規則（昭和二十七年農林省令第四十四号）（抄）
第一条（第十条）（略）

附則

この省令は、法の施行の日（昭和二十七年六月十六日）から施行する。

○ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）（抄）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたつて維持することにより、漁業の発展に寄与することを目的とする。

第三章 水産資源の調査

（水産資源の調査）

第二十九条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するために、水産資源の保護培養に必要であると認められる種類の漁業について、漁獲数量、操業の状況及び海況等に関し、科学的調査を実施しなければならない。

（報告の徴収等）

第三十条 農林水産大臣又は都道府県知事は、前条の調査を行うために必要があると認めるときは、漁業を営み、又はこれに従事する者に、漁獲の数量、時期、方法その他必要な事項を報告させることができる。

2 （略）

第六章 罰則

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 三

四 第三十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

○ 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書（昭和五十八年条約第三号）（抄）

第六条 改正

条約第十六条に定める条約の条、附属書及び附属書の付録の改正に関する手続は、それぞれこの議定書の条、附属書及び附属書の付録の改正について準用する。

附属書 V 船舶からの廃物による汚染の防止のための規則

条約附属書 V の規定を適用する。

○ 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約（昭和五十八年六月十一日外務省告示第百八十六号）（抄）

第十六条 改正

(1) この条約は、この条に定めるいずれかの手続に従つて改正することができる。

(2) 機関における審議の後の改正

(a) (e) (略)

(f) 改正は、次に定めるところにより受諾されたものとみなす。

(i) (略)

(ii) 附属書の改正は、(iii)に規定する手続に従つて受諾されたものとみなす（適当な組織が、当該改正を採択する際に、当該改正が三分の二以上の締約国であつてその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の五十パーセントに相当する商船船腹量以上となるものが受諾した日に受諾されたものとみなす旨の決定を行った場合を除く。）もつとも、締約国は、附属書の改正の効力発生前においてはいつでも、自国について改正の効力が生ずるためには自国の明示の承認が必要であることを機関の長に通告することができる。事務局長は、その通告及び当該通告の受領の日を締約国に通報する。

(iii) 附属書の付録の改正は、適当な組織が当該改正を採択する際に決定する期間（十箇月以上とする。）を経過した日に受諾されたものとみなす。ただし、当該期間内に三分の一以上の締約国又はその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の五十

パーセントに相当する商船船腹量以上となる締約国のいずれかが機関に対し異議を通告した場合は、この限りでない。

(iv) (v) (略)

(g) 改正は、次に定めるところにより効力を生ずる。

(i) (略)

(ii) (f) (iii) に定める手続を採用する議定書I若しくは附属書の改正又は附属書の付録の改正は、すべての締約国について、当該改正が(f)の規定に従つて受諾されたとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。ただし、改正の効力発生前に当該改正を受諾しない旨の宣言又は(f) (ii)の規定に基づいて明示の承認が必要である旨の宣言を行つた締約国については、この限りでない。

(3) (9) (略)

附属書V 船舶からの廃物による汚染の防止のための規則 (略)

○ 国際海事機関第六十二回海洋環境保護委員会決議二百一(二千十一年七月十五日採択) (抄)

1 (略)

2 条約第十六条(2) (f) (iii)に従い、当該改正は二千十二年七月一日に受諾されたものとみなすことを決定する。ただし、同日までに三分の一以上の締約国又はその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の五十パーセントに相当する商船船腹量以上となる締約国のいずれかが機関に対し当該改正への異議を通告した場合は、この限りでない。

3 2による受諾に基づき、条約第十六条(g) (ii)に従い、当該改正は二千十三年一月一日に効力を生ずることに留意するよう、締約国に要請する。

4・5 (略)

改正附属書V 船舶からの廃物による汚染の防止のための規則

第一規則・第二規則 (略)

第三規則 海洋への廃物の排出の原則禁止

1 この附属書の第四規則から第七規則に別段の規定がない限り、海洋への廃物の排出は、禁止される。

2・3 (略)

第四規則と第六規則 (略)

第七規則 適用除外

1 第三規則から第六規則までの規則は、次のものについては、適用しない。

1・2 (略)

3 流出を防止するためすべての合理的な措置がとられている場合における船舶からの偶発的な漁具の流出又は、

4 海洋環境を保護する為又は船舶又は船員の安全の為の漁具の排出

2 (略)

第八規則・第九規則 (略)

第十規則 プラカード、廃物管理計画及び廃物記録保持

1・5 (略)

6 本附属書の規則7. 1. 3及び7. 1. 4による漁具の偶発的な流出又は排出が、海洋環境又は航海に重大な脅威となる場合には旗

国に報告し、かつ、沿岸国の管轄権内で生じた際には当該沿岸国に報告しなければならない。

報告を義務づける流出漁具の対象について

平成 24 年 8 月
流出漁具環境影響検討会

近年の国際的な議論の動向等を踏まえ、漁具が流出した場合に報告を義務づける対象や内容、今後の対応等について検討することを目的として、平成 24 年度に開催した流出漁具環境影響検討会では、

- ・ 流出漁具による水産資源への影響
- ・ 流出漁具が「水産資源に重大な脅威となる場合」に報告を求める対象の考え方
- ・ 今後の流出漁具への対応のあり方

について検討し、報告を義務づける流出漁具の対象について以下の通りとりまとめた。

1. 報告対象とする漁具とその程度について

流出漁具が「水産資源に重大な脅威となる場合」としては、

- ① 水産資源に直接重大な影響を与える場合
- ② 水産資源の生息・生育環境に重大な影響を与える場合

の 2 とおりがあると整理し、それぞれの場合について、どのような漁具が、どの程度流出した場合に「水産資源に重大な脅威」となるかについて検討を行った。

① 漁具の流出が水産資源に直接重大な影響を与える場合

刺し網（流し網を含む）、ごち網、かご及び筒については、漁具の流出後も一定期間、その網やかご等に水産資源がかかる（ゴーストフィッシング）可能性があるため、水産資源に直接影響を与えるものであり、かつ、その漁獲能力は漁具の規模により大きく変わるところ、一度に漁具の一連（ごち網漁業にあっては網の部分の全て）を流出した場合には、その規模が大きく、水産資源への重大な影響が想定されるため、報告対象とすることが適当である。

② 漁具の流出が水産資源の生息・生育環境に重大な影響を与える場合

比較的大規模な漁具である底びき網及びまき網については、流出した漁具が沈降し、水産資源の生息・生育環境を覆うことによる活動阻害等が想定されるものであり、かつ、その影響は漁具の規模により大きく変わるところ、一度に網の部分の全てを流出した場合は、その規模が大きく、水産資源への重大な影響が想定されるため、報告対象とすることが適当である。

2. 報告対象とする漁船について

漁船の規模によりその配備する漁具の規模等が異なり、漁獲能力や環境への影響の程度が変わることを踏まえ、水産資源に重大な影響を与え得る規模の漁具を配備する漁船としてはどの程度の規模のものが考えられるかについて検討を行った。

- ・総トン数の大きい漁船の方が相対的に積載できる漁具やその漁獲能力が大きいと考えられ、例えば、沖合底びき網漁業においても、漁船の総トン数階層区分に応じて異なる推進機関の出力の制限を設けており、総トン数の大きい階層区分に属する漁船はより漁獲能力の大きな漁具の使用が可能となっていること
- ・総トン数 20 トン未満の漁船は、それ以上の漁船と比べて積載できる漁具やその漁獲能力が相対的に小さいことに加え、一般的に定型的な構造及び設備であることから、流出した場合に重大な影響を与えるような大きな漁具の積載が想定されないこと
- ・総トン数 20 トン未満の漁船は一般的に定型的な構造及び設備であることから、船舶安全法等においても総トン数 20 トンを境に扱いが大きく異なっていることを踏まえ、総トン数 20 トン未満の漁船は報告対象外とし、総トン数 20 トン以上の漁船を報告対象とすることが適当である。

3. 報告すべき事項について

水産資源に重大な脅威となるような漁具の流出をした場合、どのような事項を報告すべきかについて検討を行った。

- 海洋環境に重大な脅威となるような漁具の流出の実態を把握する等の目的を踏まえ、流出した日時又は流出を確認した日時、流出時における漁船の位置又は流出した漁具を敷設した位置、流出した漁具の種類及び量、流出の状況及び理由、流出の防止のために講じていた措置について報告させることが適当である。

4. 報告の方法について

報告の具体的な方法はどのようにすべきかについて検討を行った。

- 漁具を流出した漁船の船長から農林水産大臣に対し、当該漁具を流出した航海又は当該漁具の流出を確認した航海の終了後 30 日以内に報告させるとすることが適当である。

5. その他

- 1, 2 で報告対象となるもの以外の種類の漁具、漁船規模や、部分的な漁具の流出であっても、個々には重大な脅威とはならなくとも問題があるという現実を踏まえ、また、漁具を流出させないよう気を配るだけでも流出を減少させる効果が期待できることから、新たな報告規定について各都道府県へ通知する際には、報告義務が対象外のものも含め、漁具流出の防止に向けた取組の推進を合わせて依頼することが適当である。

平成 24 年度流出漁具環境影響検討会

委員名簿

石塚 治	北海道水産林務部水産局漁業管理課 課長
小林 憲	社団法人大日本水産会 漁政部 部長
藤田 利昭	新潟県農林水産部水産課 課長
松岡 達郎	鹿児島大学水産学部 学部長
水上 洋一	日本製網工業組合 専務理事
道下 善明	全国漁業協同組合連合会 漁政部 専任部長役
◎ 渡部 俊広	独立行政法人水産総合研究センター 水産工学研究所業務推進部 部長

(敬称略 五十音順 ◎は座長)

(事務局)

水産庁増殖推進部漁場資源課

独立行政法人水産総合研究センター